

【市第 110 号議案関連資料（横浜市保育所条例の一部改正）】

市立保育所の民間移管について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 23 年 4 月 1 日に、市立保育所 4 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 4 園を条例の別表から除きます。

（民間移管する 4 園）

横浜市下永谷保育園（港南区）

横浜市善部保育園（旭区）

横浜市西柴保育園（金沢区）

横浜市大倉山保育園（港北区）

2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 有償譲渡

移管先 認可保育所を運営している社会福祉法人

3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「3 歳児以上の主食の提供※」、「土曜日の給食の提供」、「保育時間の延長」、「一時保育」を行います。

※下永谷保育園、大倉山保育園では、既に「3 歳児以上の主食の提供」を実施しております。

4 保護者への説明

平成 20 年 10 月の公表後、当該保育所 4 園の保護者に対して説明会や法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会などを実施しました。

5 法人選考

平成 21 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 16 法人について学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育園の現地調査、施設長予定者等の面接等を通じて選考を行いました。

横浜市下永谷保育園（港南区）

「社会福祉法人 新緑会」

横浜市善部保育園（旭区）

「社会福祉法人 相愛会」

横浜市西柴保育園（金沢区）

「社会福祉法人 山王平成会」

横浜市大倉山保育園（港北区）

「社会福祉法人 神奈川県匡済会」

6 今後の予定

平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月

引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施

平成 23 年 4 月

移管先法人による運営開始

平成23年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

★下永谷保育園(港南区)

移管先法人名	社会福祉法人 新緑会
法人所在地	横浜市金沢区堀口19-3
法人成立年月日	平成17年1月27日
法人理事長名	杉澤 末子
法人運営保育園	金沢ぴよっこ保育園(横浜市金沢区)

★善部保育園(旭区)

移管先法人名	社会福祉法人 相愛会
法人所在地	長崎県雲仙市国見町土黒庚357
法人成立年月日	平成8年3月12日
法人理事長名	福島 巖
法人運営保育園	はっとき 八斗木保育園(長崎県雲仙市)、新桜ヶ丘保育園(横浜市保土ヶ谷区)

★西柴保育園(金沢区)

移管先法人名	社会福祉法人 山王平成会
法人所在地	秋田県秋田市御所野地藏田2-9-6
法人成立年月日	平成12年4月10日
法人理事長名	加賀屋 興平
法人運営保育園	ごしよの保育園(秋田県秋田市)、阿久和保育園(横浜市瀬谷区)

★大倉山保育園(港北区)

移管先法人名	社会福祉法人 神奈川県匡济会
法人所在地	横浜市泉区和泉町6181-2
法人成立年月日	昭和27年5月19日
法人理事長名	原 範行
法人運営保育園	新山下二丁目保育所(横浜市中区)、寿福祉センター保育所(横浜市中区)